



2023年4月1日発行(季刊)

認定NPO法人 市民シンクタンクひと・まち社
〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル501
TEL 03-3204-4342 FAX 03-6457-6202
E-mail npo@hitomachi.org
URL : <http://www.hitomachi.org>
郵便振替口座 00170-6-410791 NPO法人市民シンクタンクひと・まち社

居住相談窓口から見えてくる伴走的に支援する「居住支援の重要性」

居住支援法人株式会社こたつ生活介護グループ

一般社団法人住まいと暮らしの相談室 代表理事 大嶽 貴恵

「住まい」はあって当たり前の「地域包括ケアシステム」

地域包括ケアシステムの中央には「住まい」が描かれていますが、「住まい」はあって当たり前であり専門的な支援は殆どありませんでした。しかし、介護や福祉に携わる方々が、自分の仕事の範疇を超えて、アパート探しの同行などの「居住支援」が行われていました。

高齢者の住み替え相談は、「老朽化による家主からの立退き要求」、「収入減少で家賃滞納による退去勧告」、「身体的理由からの転居」、「同居家族からの虐待」、「近隣トラブル」、「緊急連絡先がない」、「ゴミ屋敷による家主との関係悪化」等、多岐に渡るため、地域生活の基盤であるはずの「住まい」の分野に専門的に携わる居住支援は重要です。

高齢者の居住支援法人に携わって見えてきた課題

居住支援法人(株)こたつ生活介護は、元々は介護保険事業(デイサービス事業者や居宅介護支援事業)を運営し、2018年居住支援法人として東京都(第10号)の指定を受けました。

居住支援は、単純に住宅(ハコモノ)を探すのではなく、相談者に必要なサポート体制を整え、必要であれば入居中の見守りや高齢者施設・住宅への住み替えなどのサポートも行います。介護事業者としての強みを生かし、地域の社会資源であるケアマネージャーや地域包括支援センター、社会福祉協議会等とも連携して直接ニーズを伺いながら、居住支援を行っています。

相談の中から、「入居を拒まない賃貸物件情報の収集が困難」、「不動産店への同行や物件見学の同行が必要」、「連帯保証人や緊急連絡先の確保が難しい」、「引越に関する手配が心配」、「転居時の行政手続きやライフラインの移転手続きが難しい」などの課題が浮き彫りになりました。

借りる側の課題の解決には、貸す側に「住まい」

に困っている高齢者の現状を理解していただくことが不可欠です。一方貸す側には、「孤独死やそれに伴う残置物」、「原状回復の費用の問題」、「事故物件となることでの家賃収入の減少」、「家賃の滞納」、「近隣トラブル」等の不安があります。

そこで「居住支援法人」は、単身高齢者の場合、1週間の予定(デイサービス利用、ヘルパーさんが来る日、お弁当の配食等)を整え、不動産管理会社に入居中も見守り体制があることを伝え、家主さんの不安を取り除きます。

自治体の居住相談窓口に関わって

2021年10月から立川市居住支援協議会の元に設置された居住相談窓口業務を(一社)「住まいと暮らしの相談室」で受託しています。相談は多岐に渡り、複合的な問題も多く、一つひとつ紐解いていかなければなりません。立川市では重層的支援体制が充実しており、複合的な問題を抱える相談者の悩み解決のために庁内で連携し、相談者の居住支援の体制を整えています。

最近「緊急連絡先がない・低額所得(生活保護受給者でない)元気な高齢者」、「精神障がいのある方」、「何らかの精神疾患を抱える方(親族のサポートがない)」、「離婚予定の母子」等の相談もあり、不動産管理会社から住まいの紹介が難しいと突きつけられることが多々あります。困難事例の相談は増えており、行政、地域の社会資源の連携による居住支援体制の必要性を実感しています。

相談者と不動産管理会社、家主の安心を積み重ね、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、切れ目のない支援を実現するための居住相談窓口として携っていきます。

